高知県高知市仁井田、一般社団法人香川県木材協会　香川県高松市郷東町、株式会社日吉原木市場　愛媛県北宇和郡鬼北町、高知県素材生産業協同組合連合会　高知県高知市小倉町、徳島県木材協同組合連合会　徳島県徳島市津田海岸町、協同組合スーパーウッディシステム　徳島県徳島市津田海岸町、ニチエイ建工株式会社　香川県さぬき市、株式会社ハマート　高知県高知市朝倉、株式会社アルボレックス　徳島県徳島市津田海岸町

4．解散の理由　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）附則第５条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第１条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第145条第２項による。

5．解散認可年月日　平成28年９月29日

平成28年10月11日

愛媛県松山市六軒家町３番24号
四国木材厚生年金基金
理事長　井関　和彦

厚生年金基金清算人就任公告

当厚生年金基金は公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）附則第５条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第１条の規定による改正前の厚生年金保険法第145条第２項により解散しましたので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定により、なおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生基金令第43条に基づき、次のとおり公告します。

１．清算人氏名　代表清算人　井関　和彦

２．住所　愛媛県松山市六軒家町３番24号

平成28年10月11日

愛媛県松山市六軒家町３番24号
四国木材厚生年金基金
理事長　井関　和彦

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により次の免許状は失効した。

平成28年10月11日　　徳島県教育委員会

１　氏名、本籍地、授与権者、免許状の種類

藤本　秀平、兵庫県、香川教育委員会

⑴　小学校教諭２種免許状

⑵　中学校教諭１種免許状（保健体育）

⑶　高等学校教諭１種免許状（保健体育）

２　失効年月日　平成28年９月12日

３　失効の事由　教育職員免許法第10条第１項第２号該当

公示送達

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第１項及び第５項の規定による野田都市計画事業梅郷駅西土地区画整理事業の下記の者に対する仮換地指定通知は、送付を受けるべき者が不在のため送付できなかったので、同法第133条第１項及び第２項の規定により当該通知書の送付に代えて、その内容を次のとおり公告します。

平成28年10月11日

野田都市計画事業梅郷駅西土地区画整理事業
施行者　野田市
代表者　野田市長　鈴木　　有

記

１．書類の送付を受けるべき者の氏名及び住所

氏名　池田　節男

住所　千葉県野田市山崎1892番地

２．通知の内容

平成28年８月５日付野都梅第19号、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第１項の規定により仮換地を指定し、同条第５項により通知します。

仮換地の使用または収益を開始することができる日

平成28年11月10日

仮換地の街区番号及び符号　２街区　符号⑤

仮換地地積　421㎡

教示

⑴　この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に千葉県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

⑵　この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、野田市を被告として、処分の取消の訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

農業協同組合法第64条の２及び法第73条第４項で準用する法第64条の２の届出に関する公告

下記に掲げる農業協同組合又は農事組合法人であって、本日現在において、当該農業協同組合又は当該農事組合法人に関する登記が最後にあった日から５年を経過しているものは、事業を廃止していないときは、２箇月以内に農業協同組合法施行規則（平成17年農林水産省令第27号）第208条の２で定めるところにより、所管の行政庁に、その旨の届出をされたい。

なお、当該農業協同組合又は当該農事組合法人が本日から２箇月以内に、その届出をせず、また、当該農業協同組合又は当該農事組合法人に関する登記がされないときは、当該農業協同組合又は当該農事組合法人は、その期間の満了の時に解散したものとみなされる。

平成28年10月11日

佐賀県知事　山口　祥義

記

三田川村田中農業協同組合

佐賀県神埼郡吉野ヶ里町箱川６番地

農事組合法人烽

佐賀県神埼市神埼町鶴2816番地１

農事組合法人鹿島養豚組合

佐賀県鹿島市大字音成甲1529番地29

会社その他の公告

解散公告

当社は、平成二十八年十月一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月十一日

宮城県仙台市若林区沖野六丁目一一一一七一二〇六

代表清算人　株式会社リフォーム合同会社　田中　圭一

解散公告

当法人は、平成二十八年八月二日基本財産の滅失による一般財団法人の目的である事業の成功の不能により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月十一日

仙台市青葉区上杉五丁目八番七〇一四〇六号

一般財団法人アーツエイド東北

代表清算人　志賀野桂一

解散公告

当法人は、平成二十七年九月二十五日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月十一日

仙台市青葉区荒巻字青葉六番六号東北大学大学院環境科学研究科環境創成機能素材分野内

特定非営利活動法人サステナブル・ソリューションズ

清算人　氏家　國夫

解散公告

当社は、平成二十八年十月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月十一日

福島県郡山市桑野四丁目三番地の一

株式会社伸和

代表清算人　鈴木　基修